

## 福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この運営要領は、福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会要綱（平成27年4月10日施行。以下「委員会要綱」という。）第7条に基づき、福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（以下「委員会」という。）の検討の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

### (委員会の運営)

第2条 委員会の運営は、次の事項に定める。

(1) 会議の開催

会議の開催は、知事の要請により委員長が召集する。

(2) 会議の成立条件

会議は、委員会の委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

(3) 外部からの意見聴取

委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(4) 会議の進行

会議の進行は、委員長が行う。

(5) 会議の記録

事務局は、会議の議事内容を取りまとめた議事録を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

(6) 意見

委員長は、対応方針（事務局案）に対する検討の結果を取りまとめ、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見を述べることとする。

事務局は、意見が述べられた場合は、その内容を議事録に記録する。

### (検討対象事業)

第3条 委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について検討する。

### (会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開とする。詳細に関しては、別に定める要領による。

(その他)

第5条 その他委員会を運営する上で必要となる事項は、次の事項に定める。

(1) この運営要領に定めのない事項及びこの運営要領の変更は、委員会で審議し決定する。

(2) 委員は、委員会要綱第2条の事務に関して、自己又は親族の利害に関係ある議事に加わることができない。

この場合、委員は議事に先立ってその旨事務局に申し出なければならない。

附 則

本運営要領は平成10年10月22日より施行する。

附 則

本運営要領は平成16年6月2日より施行する。

附 則

本運営要領は平成17年1月27日より施行する。

附 則

本運営要領は平成20年9月12日より施行する。

附 則

本運営要領は平成27年4月10日より施行する。